

# 鹿野まち普請ぶしんの会規約

## (目的)

第1条 本会は、「四季薫るまち鹿野」の基本理念の下に、自然や歴史、文化を大切に守り育て、活力ある地域の実現に向けて行動することによって、住みよい地域を形成していくことを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、鹿野まち普請ぶしんの会 という。

## (事務所の位置)

第3条 鹿野まち普請ぶしんの会の事務所を鹿野地区公民館(鳥取市鹿野町鹿野 342 番地)に置く。

## (活動範囲)

第4条 鹿野まち普請ぶしんの会の活動範囲は、鹿野地区内とする。ただし、勝谷、小鷲河地区まちづくり協議会(仮称)と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

## (事業)

第5条 鹿野まち普請ぶしんの会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 鹿野地区の各まちづくり団体等の活性化及び連携・調整に関すること。
- (2) 鹿野地区のまちづくりに関する事項の課題解決に向けての研究・協議に関すること。
- (3) 鹿野地区住民相互の交流・親睦に関すること。
- (4) その他鹿野まち普請ぶしんの会の目的達成に必要なこと。

## (会員)

第6条 鹿野まち普請ぶしんの会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 鹿野地区で活動する自治会、団体
- (2) その他、会長が認める者

(役員)

第7条 鹿野まち普請<sup>ふしん</sup>の会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長、幹事及び監事は、総会において選出する。

(役員<sup>の</sup>職務)

第8条 役員<sup>の</sup>職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、鹿野まち普請<sup>ふしん</sup>の会の代表とし、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、鹿野まち普請<sup>ふしん</sup>の会の運営を補佐する。
- (4) 監事は、鹿野まち普請<sup>ふしん</sup>の会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

(役員<sup>の</sup>任期)

第9条 役員<sup>の</sup>任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員<sup>の</sup>任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 鹿野まち普請<sup>ふしん</sup>の会の会議は、総会、運営委員会とする。

2 鹿野まち普請<sup>ふしん</sup>の会の会議は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても広く地域住民に周知するものとする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が行う。
- 4 総会は鹿野まち普請<sup>ふしん</sup>の会の最高議決機関であり、役員・事務局員及び各団体1名の代議員をもって構成する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは議長の決するところによる。
- 6 総会は、次の事項を決定する。
  - (1) 鹿野地区づくり計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 規約の変更に関すること。
  - (3) 鹿野まち普請<sup>ふしん</sup>の会の事業計画、予算、事業報告、決算に関すること。
  - (4) 会長、副会長、幹事及び監事の選出に関すること。
  - (5) その他、重要事項に関すること。

(運営委員会)

第 12 条 鹿野まち普請<sup>ぶしん</sup>の会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を協議決定するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、幹事により構成する。
- 3 運営委員会は、会長が召集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 6 運営委員会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第 13 条 鹿野まち普請<sup>ぶしん</sup>の会の庶務、会計事務を処理させるため、鹿野まち普請<sup>ぶしん</sup>の会に事務局を置く。

- 2 事務局は鹿野地区公民館に置き、事務局長は館長、庶務、会計は主事があたる。

(会計)

第 14 条 鹿野まち普請<sup>ぶしん</sup>の会の運営等に関する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 鹿野まち普請<sup>ぶしん</sup>の会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、鹿野まち普請<sup>ぶしん</sup>の会の運営に関し、必要な事項は会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。